平成２４年（フ）第１０３号
広島県東広島市八本松西１丁目５番12号
債務者　早川　惠二
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風呂橋　誠
4　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７号
東京都練馬区貫井２丁目14番21号　メゾン望月305
債務者　小林　一三
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月16日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１号
北海道上川郡当麻町宇園別１区
債務者　綿谷久美子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２６９号
山形市鉄砲町１丁目１番32―306号　山本ビル
債務者　沼澤　朋美
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３号
山形市下条町５丁目１番25号
債務者　安達　典悦
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
山形市下条町５丁目１番25号
債務者　安達ハル子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７号
山形市城西町５丁目33番４号　みずほ荘102号
債務者　黒沼　靖子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７号
山形県南陽市漆山850番地の２
債務者　柴田　隼人
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第８１号
名古屋市守山区桔梗平２丁目816番地　ヴェルジェⅡ202号
債務者　山口　浩一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９７号
愛知県あま市新居屋上権現81番地　エクセルⅠ105号
債務者　藤原　和子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２４号
愛知県西尾市永吉町641番地４　メゾン永吉Ａ棟102号室
債務者　尾崎あすか
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
愛知県刈谷市野田町西田１番地１　市営西田住宅Ｂ棟201号、前住所愛知県刈谷市新富町１丁目615番地
債務者　中家　康二
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
愛知県西尾市法光寺町西畑57番地１
債務者　大楠　隆行
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
和歌山県西牟婁郡白浜町2927番地の743
債務者　川邉　律子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第９２６号
埼玉県所沢市緑町４丁目29番32―105号
債務者　柳下　京子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５３号
埼玉県比企郡川島町大字東大塚287番地
債務者　小岩美由紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部